

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第2号

亀山市議会委員会条例の一部を改正する条例

亀山市議会委員会条例（平成17年亀山市条例第151号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 [略] 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 〔(1) 略〕 (2) 教育民生委員会 6人 〔ア及びイ 略〕 <u>ウ 子ども未来部の所管に関すること。</u> エ [略] オ [略] 〔(3) 及び(4) 略〕	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 [略] 2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 〔(1) 略〕 (2) 教育民生委員会 6人 〔ア及びイ 略〕 [号の細分を加える。] ウ [略] エ [略] 〔(3) 及び(4) 略〕

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。